

## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

年金の差し引きから口座振替に変更できます

保険料が年金から差し引かれている方(今後差し引かれる予定の方も含まれます。)のうち、次のいずれかに当てはまる方は、市町村への申し出により口座振替で納めることができます。

- 1 国民健康保険料(税)を世帯主として確実に納めていた方(過去2年間未納がない方)  
本人の口座から納められます。

保険料は税金の控除の対象となります  
保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。  
保険料が年金から差し引かれている場合は、差し引かれている方の控除の対象となります。  
なお、本人以外の世帯主か配偶者の口座から保険料を納めている場合は、口座振替によって支払った世帯主か配偶者の控除の対象となります。

- 2 世帯主か配偶者がいる年金収入180万円未満の方  
世帯主か配偶者の口座から納められます。

\*年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、市町村への申し出の時期により異なります。

\*詳しくは、下記役場担当までお問い合わせください。

医療費の自己負担額が高額になったとき～高額療養費を支給します

1ヶ月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、高額療養費として限度額を超えた額を支給します(限度額は【表1】の通りです。)

該当する方には、口座に振り込む前に支給決定通知書でお知らせします。

また、該当する方のうち、まだ振込口座を登録していない方には申請書をお送りしますので、下記役場担当まで提出してください(申請書を一度提出すると、その後は自動的に口座に振り込まれます。)

【表1】高額療養費の自己負担減額(月額)

所得区分	外来の限度額 (個人ごと)	外来+入院の限度額 (世帯ごと)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% <sup>*1</sup>
一般	12,000円	44,400円
住民税 非課税 世帯	8,000円	区分2 24,600円
		区分1 15,000円

- 1 現役並み所得者で医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。

また、過去12ヶ月の間に、外来+入院の療養費の支給を4回以上受ける場合、4回目以降の限度額は、44,400円です。

入院したときの費用～食費や居住費がかかります

入院したときは、かかった医療費の自己負担額のほかに、食費を自己負担します。【表2】

なお、療養病床に入院したときは、食費と居住費を自己負担します。

【表2】入院したときの食費及び居住費

	入院したとき		療養病床に入院したとき	
	1食当たりの食費	1食当たりの食費	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者	260円	460円	460円	320円
一般	260円	460円	460円	320円
住民税 非課税 世帯	区分2 210円 (90日を超える入院は160円)	210円	210円	320円
	区分1 100円	130円 (老齢福祉年金受給者は100円)	130円 (老齢福祉年金受給者は0円)	320円 (老齢福祉年金受給者は0円)

- 2 住民税非課税世帯(区分1・2の方)は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、下記役場担当窓口申請してください。

### 問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
役場 保健福祉課 国保・後期高齢者医療担当 ☎76-2151

## 生活福祉資金貸付制度で生活の立直しを

生活福祉資金は厚生労働省の要綱に基づく貸付制度で、銀行など主な金融機関での貸付が利用できない低所得世帯、障がい者世帯や高齢者世帯の経済的な自立と生活の安定をめざし、お住まいの市町村社会福祉協議会が窓口となっております。

貸付利率は年3%です。原則として連帯保証人が必要。返済は元金・利子均等の口座振替による月賦返済で、ゆうちょ銀行・北洋銀行・北海道銀行のみ利用。なお、修学資金と療養・介護等資金は無利子で貸付が受けられます。

詳しくは、市町村社会福祉協議会、民生児童委員にご相談ください。

福祉資金障害者自動車購入費  
障がい者の介護、通院、社会参加のための自動車購入のための費用

緊急小口資金  
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の生活費用

更正資金技能習得費  
就業に必要な技能習得のための経費や生計維持のための経費

修学資金修学費・就学支度費  
高校、高専、短大、専修学校、大学就学のための経費

福祉資金福祉費  
住宅改築、出産、葬儀、転居などのため必要な費用

療養・介護等資金  
入院、治療を受けている間の生活費

更正資金生業費  
事業の開業や拡張のために必要な資金

### 「2008森林ウォーク inオホーツクの森」を開催

この季節は気持ちよく森林浴ができます。多様な植物、動物の生活跡、湧水地などの散策を解説付きで楽しんで見ませんか。

日時  
9月28日(日) 午前10時～正午  
(解散は午後1時を予定しています。)

場所  
オホーツクの森(網走市・北見市国有林)  
集合場所  
北見市芸術文化ホール駐車場

集合時間  
午前8時30分～9時00分  
集合場所までは、各自で対応となります。

申し込み期限  
9月12日

申し込み・問い合わせ先  
6月に町民の森で行われた  
役場産業課林政担当 森林ウォーク

(☎76-2151内線259)にある所定の申込用紙により申し込んでください。

その他  
・集合場所から現地まではバスで移動します。  
・雨の状況により、中止となる場合があります。  
・森林ウォークに適した服装、履物、雨具などを用意してください。

### 図書室を臨時休室します

9月9日(火)～9月14日(日)

蔵書点検のため図書室を臨時休室します。  
なお、15日は月曜休室で16日(火)から通常通り開室しますのでよろしくお願い致します。

問い合わせ先 中央公民館図書室 ☎76-2713

### 知っていますか?警察相談#9110

9月11日は警察相談の日です

各地の警察では毎日、皆さんからのいろいろな相談を受け付けています。

相談内容は、事件・事故・不安な出来事など生活の安全に関する相談、警察業務に関する相談やご意見にも応じています。

「#9110」は相談センターの警察相談専用電話です。緊急の事件や事故は「110番」に電話をしてください。

また、美幌警察署にも相談窓口を設置していますので、直接お越しいただくか、☎72-0110までお気軽に電話を掛けてください。

